

令和5年1月以降のマイナンバーカード関連窓口について

■問合せ＝市民課（マイナンバーカード専用）☎(85)7056
田沼行政センター ☎(61)1120、葛生行政センター ☎(86)4713

現在、第2日曜日に開設しているマイナンバーカード臨時交付窓口は、12月11日(日)をもって終了します。

マイナンバーカード関連窓口の時間延長および休日窓口の開設時間

	水曜・金曜日（時間延長）	第4日曜日（休日窓口）
市民課（市役所1階）	午後7時まで	午前9時～午後1時 ※令和5年1月22日(日)はシステムメンテナンスのため実施しません
	水曜日（時間延長）	
田沼・葛生行政センター	午後7時まで（最終受け付け：午後6時30分） ※カード交付のみの取り扱いとなります	

マイナンバーカード交付・申請時の注意

- ①休日窓口でマイナンバーカードを受け取りたい方で、交付場所が**田沼・葛生行政センター**の方は、カード移送の必要があるため、受取希望日の4営業日前までに各行政センターに連絡してください。
また、通常窓口や延長窓口においても、交付場所を変えたい場合は、4営業日前までに交付通知書に記載された交付場所の窓口連絡する必要があります。
- ②マイナンバーカード交付申請のための無料写真撮影サービスは午前9時～午後4時30分（第4日曜日は午後1時まで）です。撮影を行っていない時間帯は、証明用写真（4.5cm×3.5cm）をご持参ください

借金でお悩みの方へ

ローンやクレジット、家族の借金などで悩んでいませんか？返済が困難な場合には、できるだけ早く弁護士などの専門家に相談し、生活の立て直しを図ることが大切です。借金の問題は必ず解決します。専門の相談機関をご紹介しますので、お気軽にご相談ください。


☎消費生活センター
(20)3015

（平日午前9時～午後4時）
消費者ホットライン

☎（局番なし）188

令和4年分確定申告について

所得税の確定申告書はスマートフォンで作成できます。また、令和4年分からは青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能になりました。ご利用の際には、マイナンバーカードまたは税務署から発行を受けたID・パスワードが必要です。
☎佐野税務署(22)4366
※自動音声案内で「1」を選択してください



あなたの“未来”応援します！

国の教育ローン

ご融資額 350万円以内（お子さま1人あたり）

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター ☎0570-008656（または03-5321-8656）

受付時間 月～金曜日/9:00～19:00
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/3）はご利用いただけません

JFC 日本政策金融公庫 詳しくは Web で！ 国の教育ローン 検索

ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能！

固定金利・
長期返済が
可能！

40年以上の
取扱実績！

催し物などが中止や延期となる可能性があります。
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



住民税非課税世帯 などに対する 緊急支援給付金

■問合せ＝緊急支援給付金コールセンター ☎028(223)3255
(午前8時30分～午後5時30分)

※土曜・日曜・祝日、12月29日(木)～令和5年1月3日(火)を除く

価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対して給付金を支給します。

▶支給額＝1世帯当たり5万円 ▶申請期限＝令和5年1月31日(火)まで(当日消印有効)

▶支給対象となる世帯＝

- ①住民税非課税世帯：令和4年9月30日現在で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和4年度分住民税：令和3年1月～12月の収入に基づき課税される住民税）
- ②家計急変世帯：①の住民税非課税世帯以外で、予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、同一の世帯全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶支給手続＝

①住民税非課税世帯

(1) 世帯全員が令和4年1月1日以前から現住所在住の場合：確認書が届いたら、内容を確認の上、同封の返信用封筒で返信 (2) 世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合：申請書に必要事項を記入の上、郵送または直接給付金窓口（市役所2階）へ

②家計急変世帯：申請書に必要事項を記入の上、家計急変が分かる資料などを添えて郵送または直接給付金窓口（市役所2階）へ

※申請書は給付金窓口（市役所2階）、田沼・葛生行政センター、各支所、市社会福祉協議会で配布。または市ホームページからダウンロードしてください

※申請には添付書類（預金通帳など）および本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など）の写しが必要です。支給には受け付けから1カ月程度かかります。審査の結果、不支給になる場合があります。電話がつながりにくい場合は、時間を置いてかけ直してください。



**未登記家屋の所有者を
変更したら**

未登記の家屋を所有されている方で、令和4年中に相続贈与、売買などにより家屋の所有者が変更となった場合は「家屋補充課税台帳登録変更届」の提出をお願いします。なお、登記されている家屋の所有権の変更は、法務局への申請となります。届け書は資産税課（2階）、田沼・葛生行政センターおよび市ホームページから取得できます。



問 同課 ☎3009

**国民年金保険料の
社会保険料控除について**

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象になります。令和4年中に国民年金保険料を納付された方に、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは、次のとおりです。

発送時期	対象者
令和4年11月	1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方
令和5年2月	10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方 (1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方は除く)

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくある質問（Q&A）などについては、日本年金機構ホームページをご覧ください



問ねんきん加入者ダイヤル (ナビダイヤル)
☎0570(003)004

